



法学部創設50周年に寄せて 矯正・保護課程を中心に

矯正・保護総合センター長

福島 至

法学部教授

明治時代から、刑務所などに収容されている人たちからの相談に、宗教的な立場から応える教誨師(きょうかいし)という仕事があり、多くの宗教関係者が携わってきました。その中にあって、とくに中心的な役割を果たしてきたのが浄土真宗本願寺派の人びとでした。

本学は、このような歴史を踏まえ、1977年に、法学部が中心となつて矯正課程を開設しました(1995年に、矯正・保護課程に改称)。この課程では、犯罪や非行を考えるための正確な知識と判断力を身につけることを目標に、実務に則した教育を受講生に提供してきました。

64

矯正・保護課程は、2017年春に満40年を迎え、現在までの総受講者数はのべ24,000人を超えるまでに至りました。課程プログラムは、全学の在学生のみならず、卒業生を含め、広く社会人にも提供しています。その限りでは全学的な課程ですが、開設の経緯からもわかる通り、法学部の教育とは最も密接に連携してきました。実際に、これまでの法学部生の課程受講者総数は全体の6割程度を占め、のべ約15,000人に達しています。これは、法学部において、本課程のほとんどの科目を卒業要件科目に入れたことの影響でもありますが、法学部生のこの問題に対する関心の高まりを示していると言えるでしょう。こうした関心の高まりは、法学部卒業後のキャリアにも結びついています。刑務所や少年院、少年鑑別所、保護観察所などに職を得て、巣立っていく法学部受講生が、毎年着実に生まれています。とくに最近は、女子の採用が目立っているのが特徴です。

この10年間のうちに、社会学部や政策学部、文学部においても、矯正・保護課程の科目を卒業要件科目として設定し、各学部の受講生が飛躍的に増加しています。それでもなお、法学部の受講生が最も多くを占めている事実に変わりはありません。矯正・保護課程は、今後も法学部と密接に協力しながら、本学の発展に寄与したいと考えています。

なお、矯正・保護課程は、2010年から、矯正・保護総合センターにおいて運営されています。

矯正・保護総合センターが入る
至心館

